

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
 - ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
 - 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………一
 - ……………(環境局総務部環境政策課)……………一
 - 救急医療機関の協力申出の撤回……………一
 - ……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………一
 - 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………一
 - ……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………一
 - 指定障害福祉サービス事業者の指定……………一
 - ……………(同)……………一
 - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………一
 - ……………(建設局道路管理部監察指導課)……………一
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一
 - ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………一
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一
 - ……………(同)……………一
 - 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………一
 - ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
 - 開発行為に関する工事完了 (三件)……………一
 - ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………一

告示

●東京都告示第四百四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

北区王子五丁目一番一、同番九十二
から同番九十五まで、同番九十七か
ら同番九十九まで及び同番百六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第四百四十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

中央区 八重洲二丁目、八重洲三丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋兜町、八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目、八丁堀四丁目、新富町一丁目、新富町二丁目、日本橋茅場町三丁目及び築地一丁目の区域

千代田区 丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、大手町二丁目、有楽町一丁目、有楽町二丁目及び皇居外苑の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

八重洲二丁目中地区再開発準備組合
理事長 尾島 雄三郎
中央区八重洲二丁目三番九号

三 対象事業の名称及び種類

八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業
高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区八重洲二丁目中高層建物の複合施設を整備するものであり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十九年二月六日から同年三月七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十九年三月二十二日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、東京都環境影響評価条例施行規則に定める環境影響評価の項目を対象に、現況調査を行い、地域特性及び事業計画の内容を勘案して、予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は表1(1)～(4)に示すとおりである。

なお、計画地は、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)であり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目から選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき調査等を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の年間98%値)は最大0.077ppmで、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を上回り、建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は49.1%以下である。</p> <p>浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の2%除外値)は最大0.067mg/m³で、環境基準(0.10mg/m³以下)を下回り、建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は22.8%以下である。</p> <p>予測は、建設機械が全台数同時に稼働するものとして行ったが、実際の稼働はこの状況を下回るものと考えられる。従って工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の集中稼働を避けるなど効果的な稼働に努めるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械や燃費基準達成建設機械、低炭素型建設機械をできる限り用いることなどにより、建設機械の稼働による濃度の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大いいため、上記のような環境保全措置を徹底することにより、建設機械の稼働による影響は低減されると考えられる。</p> <p>【工事用車両の走行】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の年間98%値)は幹線道路で0.049～0.050ppm、支線道路で0.048ppmであり、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)内に収まる。工事用車両の走行による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は幹線道路で1.0%以下、支線道路で0.3%以下である。</p> <p>浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の2%除外値)は幹線道路、支線道路ともに0.053mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を下回る。工事用車両の走行に伴う濃度が将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は幹線道路、支線道路ともに0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行による影響は軽微であると考えられる。</p> <p>【関連車両の走行】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度(日平均値の年間98%値)は幹線道路で0.047～0.048ppm、支線道路で0.046ppmであり、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)内に収まる。関連車両の走行による濃度が工事の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は幹線道路で1.0%以下、支線道路で0.3%以下である。</p> <p>浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度(日平均値の2%除外値)は幹線道路、支線道路ともに0.054mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を下回り、関連車両の走行に伴う濃度が将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は幹線道路、支線道路ともに0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行による影響は軽微であると考えられる。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【地下駐車場の供用】 二酸化窒素については、バツクグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度（日平均値の年間 98%値）は最大 0.048ppm で、環境基準（0.044ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下）内に収まり、地下駐車場の供用に伴う濃度が工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は 1.5%以下である。 浮遊粒子状物質については、バツクグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度（日平均値の 2%除外値）は最大 0.053mg/m³ で、環境基準（0.10mg/m³以下）を下回り、地下駐車場の供用に伴う濃度が工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は 0.1%未満である。 以上のことから、駐車場の稼働時には環境基準を下回り、駐車場からの排気による寄与率は小さく、駐車場からの排気ガスによる影響は軽微であると考える。</p> <p>【熱源施設の稼働】 二酸化窒素については、バツクグラウンド濃度に熱源施設の稼働に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度（日平均値の年間 98%値）は最大 0.048ppm で、環境基準（0.044ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下）内に収まり、熱源施設の稼働に伴う濃度が工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は 1.4%以下であることから、熱源施設からの排出ガスによる影響は軽微であると考える。</p> <p>【建設機械の稼働】 建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{eq})は、各工事ともに 79dB であり、「指定建設作業に適用する騒音の報告基準」(80dB)を下回る。 建設機械の稼働に伴う振動レベル(L_{v0})は、61～62dB であり、「指定建設作業に適用する振動の報告基準」(70dB)を下回る。 工事の実施にあたっては、建設機械が 1ヶ所で集中稼働することがないようによる騒音・振動の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{avg})は、63.3～67.7dB であり、すべての地点で「騒音に係る環境基準」(70dB 以下または 65dB 以下)を下回っており、工事用車両の走行による増加騒音レベルは、すべての地点で 1dB 未満である。 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{v0})は、昼間 36.7～42.1dB、夜間 33.3～37.8dB であり、すべての地点で「日常生活等に適用する規制基準」(昼間 65dB、夜間 60dB)を下回る。 以上のことから工事用車両の走行による騒音・振動の影響は軽微であると考える。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 日影	<p>計画地及び計画地周辺地域の大部分は日影規制の規制対象区域外（商業地域）であり、計画地の西側敷地境界から約 600m 以遠に規制対象区域（第一種住居地域）があるが、計画建物による冬至日における日影時間は、この規制対象区域の一部において、概ね 1 時間程度であり、日影規制（3 時間）を満足している。 なお、計画地周辺の日影に特に配慮すべき施設等のうち、昭和幼稚園（平成 28 年 12 月現在、休園中）及び城東小学校は、計画中の八重洲二丁目北地区計画の事業実施区域内での移設が計画されているが、高層部のセットバック等の措置による影響の低減に努めている。</p>
4. 電波障害	<p>計画建物により、計画地の北北東～北東方向の一部の地域において地上デジタル放送の遮へい障害が生じると考えられるが、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、CATV や光ケーブルの活用等適切な障害対策を講じる。また、電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じる。以上のことから、計画建物に起因するテレビ電波の受信障害については、適切な障害対策を講じることにより影響は解消される。</p> <p>計画建物の建設による計画地周辺地域の風環境の変化の程度は、ほとんどどの地点で建設前と同程度の風環境を維持すると考える。一部の地点では、風環境の領域が上がる（平均風速が大きくなる）が、その変化後の風環境は低中層市街地相当（住宅地とオフィス街の中間的な街区で見られる風環境）の領域 B、または中高層市街地相当（オフィス街で見られる風環境）の領域 C であり、強風地域相当（好ましくない風環境）の領域 D の出現はない。 また、風の影響に特に配慮すべき施設の昭和幼稚園（平成 28 年 12 月現在、休園中）及び城東小学校は、計画中の八重洲二丁目北地区計画の事業実施区域内での移設が計画されているが、同事業区域内では同施設よりも計画地寄りのおおきり通り沿いにおいても、風環境は領域 A ないし領域 B である。 以上のことから、計画地周辺の土地利用は低中層市街地相当と中高層市街地相当が現在した状況にあり、評価の指標とした風環境に対応していると考えられる。</p>
5. 風環境	<p><評価の指標における領域区分> 領域 A：住宅地相当（住宅地で見られる風環境） 領域 B：低中層市街地相当（領域 A と領域 C の中間的な街区で見られる風環境） 領域 C：中高層市街地相当（オフィス街で見られる風環境） 領域 D：強風地域相当（好ましくない風環境）</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論

項目	
6. 景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画建築物の最高高さを考慮すると、高層部については、周辺において主要な景観要素となり、計画建築物を含む周辺の既存建物・建物群により構成されるまとまりのあるスカイラインが形成され、主要な景観の構成要素を大きく改変するものではないと考える。 主要な幹線道路である外堀通りや鍛冶橋通りに面する低層部については、商業用途とすることでにぎわいの連続性を創出するとともに、高さ概ね30mを意識したデザインにすることにより、周辺の既存建物と連続・調和した表情線を形成し、一体感のある通り景観が形成されるものと考え。 計画建築物の用途として、業務・商業・居住・滞在施設(カーピンスペースメント等)・インターショナルスクール・バスターミナル、駐車場等が複合されており、多様な機能を持つ都市拠点として、にぎわいのある街並みが形成され地域景観の特性に大きな変化はないものと考え。 以上のことから、計画建築物の存在により、周辺の既存建物と一体となつて、東京都心として高度利用が進んだ象徴的な都市的景観が形成されるものと考え。 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 遠景域や中景域の眺望地点からは、計画建築物(高層部)が周辺地域の代表的な新たな超高層建築物の一つとして認識され、周辺の既存建物と連続したまとまりのあるスカイラインを形成し、景観が大きく変化することはないと考える。 近景域の眺望地点からも、計画建築物(高層部)が周辺地域の代表的な新たな超高層建築物の一つとして認識され、計画建築物の存在により、周辺の既存建物と一体となつて、東京都心として高度利用が進んだ象徴的な都市的景観が形成されるものと考え。 【圧迫感の変化の程度】 計画地周辺の計画建築物近傍では、工事の完了後には計画建築物が新たな建物として認識され、圧迫感の指標となる形態率が、約7.7~22.5%増加する。 計画建築物については高層部を低層部からセットバックして計画しているが、さらに壁面は意匠上の分節化により視覚的な変化をつけ、色彩は色彩基準に適合し、外装は周辺の既存高層建物と調和するよう、透明感を表現したデザインを主体として、周辺景観との調和を図ることなどにより、圧迫感の低減に努める。</p>
7. 史跡・文化財	<p>工事の完了後 7. 史跡・文化財 工事の施行中</p> <p>計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する範囲については、工事開始前には「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を東京都教育委員会に提出し、東京都教育委員会から保護上必要な指示があった場合には、工事等の計画を進めるにあたって、「中央区文化財保護条例」の趣旨を尊重し、遺跡の取り扱いについて中央区教育委員会と事前に十分な協議を行い、適切な対応を図る。 また、工事の施行中に、新たな埋蔵文化財等が確認された場合には、工事を中断し、「文化財保護法」に基づき、適切な対応を図る。 したがって、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理に支障は生じないものと考えられ、影響は軽微であると考え。</p>

●東京都告示第百四十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十九年二月六日

東京都知事 小池百合子

名 称 所在地 撤回年月日

医療法人社団野村 昭島市昭和町四丁目 平成二十九年
会野村病院 七番十三号 一月三十一日

●東京都告示第百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」といふ。)第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月六日

東京都知事 小池百合子

指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社河辺介護サービス	河辺介護サービス	青梅市末広町2-2-3 グランヴィージュ201	平成28年9月12日
東京福祉サービス株式会社	訪問介護センターありがとう	北区赤羽西4-40-10	平成28年11月1日
医療法人社団容生会	医療法人社団容生会ヘルパーステーションあやどり	足立区保木間1-37-20 4階	同日
有限会社ピースフルケアサービス	ピースフルケアサービス世田谷	世田谷区宮坂1-44-18 フォレストヒルズ経営105	平成28年11月23日
株式会社ヨベル	アガベホームヘルプサービス	目黒区碑文谷1-4-17 岡本ビル1F	平成28年11月30日
有限会社世田谷総合福祉	デイケア介護サービス上野毛	世田谷区上野毛1-27-6 エクセル上野毛203	同日
テルウェル東日本株式会社	テルウェル東日本 世田谷介護センター	世田谷区若林3-17-19 テラス世田谷F 101号室	同日
有限会社ピースフルケアサービス	ピースフルケアサービス	杉並区永福4-18-2 東宝ビル4階	同日
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョン板橋	板橋区栄町28-19 五条ハイム102	同日
株式会社 くくる	あったか介護センター	板橋区赤塚4-13-12-201	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団容生会	医療法人社団容生会ヘルパーステーションあやどり	足立区保木間1-37-20 4階	平成28年11月1日
株式会社ヨベル	アガベホームヘルプサービス	目黒区碑文谷1-4-17 岡本ビル1F	平成28年11月30日
有限会社世田谷総合福祉	デイケア介護サービス上野毛	世田谷区上野毛1-27-6 エクセル上野毛203	同日
有限会社ピースフルケアサービス	ピースフルケアサービス世田谷	世田谷区宮坂1-44-18 フォレストヒルズ経営105	同日
テルウェル東日本株式会社	テルウェル東日本 世田谷介護センター	世田谷区若林3-17-19 テラス世田谷F 101号室	同日
有限会社ピースフルケアサービス	ピースフルケアサービス	杉並区永福4-18-2 東宝ビル4階	同日
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョン板橋	板橋区栄町28-19 五条ハイム102	同日
株式会社 くくる	あったか介護センター	板橋区赤塚4-13-12-201	同日

サービスの種類 両行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社日本エルグリーケアサービス	おおきなき大田	大田区蒲田5-30-15 第20下川ビル201号	平成28年10月31日
株式会社日本エルグリーケアサービス	おおきなき野方	中野区野方4-21-1 ヌカカビル1階	同日
東京福祉サービス株式会社	訪問介護センターありがとう	北区赤羽西4-40-10	平成28年11月1日
医療法人社団容生会	医療法人社団容生会ヘルパーステーションあやどり	足立区保木間1-37-20 4階	同日
株式会社ウメザワ	東京ケア	江戸川区鹿骨3-18-8	同日
特定非営利活動法人東京ケアネットワーク	荒川サポートセンターかどころ	荒川区西日暮里4-14-1 1F	平成28年11月11日
ホットプランニング足立有限公司	ホットプランニング足立有限公司 介護支援事業部	足立区綾瀬5-7-9 シティビル1階	平成28年11月28日
株式会社ひだまり	ひだまり臨海	江東区潮見1-19-3 コート潮見2階	平成28年11月30日
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョン板橋	板橋区栄町28-19 五条ハイム102	同日
株式会社 くくる	あったか介護センター	板橋区赤塚4-13-12-201	同日

サービスの種類 自立訓練(機能訓練)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
文京区	文京福祉センター	文京区音羽1-22-14	平成27年3月31日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人リダーレ	森工房	町田市町中4-2-10	平成28年10月31日
一般社団法人志学アイサポート	樺の木学園	荒川区東尾久8-41-10 樺の木学園3階	平成28年11月30日

●東京都告示第百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項の規定により、平成二十八年十一月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社エール	トータル介護 エール目黒	目黒区鷹番2-20-13 RS牛山201	
合同会社アイリスケアサービス	アイリスケアサービス	荒川区町屋8-1-16	
合同会社さかま福祉サービス	文月訪問介護	板橋区徳丸1-33-27 ペアパレス東武練馬101	
合同会社インターピーニング	ケアセンター小さな花	練馬区石神井台3-17-10-205	
ジャパンコントラクトフード株式会社	訪問介護レジデンス足立島根	足立区島根1-1-8	
合同会社Come se	らっぽると	足立区竹の塚1-20-28-406	身体障害者
株式会社トラスト	トラスト葛西	江戸川区北葛西5-30-9 サニーフラット203	
メンバーシップ株式会社	メンバーシップむさしの	武蔵野市緑町2-1-6	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ東村山	東村山市本町2-4-103 眞和ビル2階	
合同会社ユーケア	合同会社ユーケア	国分寺市西町3-3-3 グリーンゲイブル205	身体障害者

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社アイリスケアサービス	アイリスケアサービス	荒川区町屋8-1-16	
合同会社さかま福祉サービス	文月訪問介護	板橋区徳丸1-33-27 ペアパレス東武練馬101	
合同会社インターピーニング	ケアセンター小さな花	練馬区石神井台3-17-10-205	
ジャパンコントラクトフード株式会社	訪問介護レジデンス足立島根	足立区島根1-1-8	
合同会社Come se	らっぽると	足立区竹の塚1-20-28-406	身体障害者
株式会社トラスト	トラスト葛西	江戸川区北葛西5-30-9 サニーフラット203	
メンバーシップ株式会社	メンバーシップむさしの	武蔵野市緑町2-1-6	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ東村山	東村山市本町2-4-103 眞和ビル2階	
合同会社ユーケア	合同会社ユーケア	国分寺市西町3-3-3 グリーンゲイブル205	身体障害者

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社エール	トータル介護 エール目黒	目黒区鷹番2-20-13 RS牛山201	
ジャパンコントラクトフード株式会社	訪問介護レジデンス足立島根	足立区島根1-1-8	
株式会社トラスト	トラスト葛西	江戸川区北葛西5-30-9 サニーフラット203	

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
特定非営利活動法人翔和学園	ショートステイ翔和	中野区江原町2-26-13	知的障害者	精神障害者
社会福祉法人さざんかの会	ファミリーららら	北区神谷2-37-13	知的障害者	

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人SHIP	EXP立川	立川市錦町2-1-26-302	精神障害者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社星雲堂	3B実用芸術研究所	台東区東上野3-9-8	精神障害者
社会福祉法人未来こどもランド	すまいる・フォレスト	練馬区谷原5-22-2 MKLビル3F	知的障害者

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
特定非営利活動法人翔和学園	グループホーム翔和	中野区
社会福祉法人さざんかの会	ファミリーららら	北区神谷2-37-13

●東京都告示第百四十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十九年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道環状七号線

二 指定する区間 杉並区方南一丁目四番十七地先から同

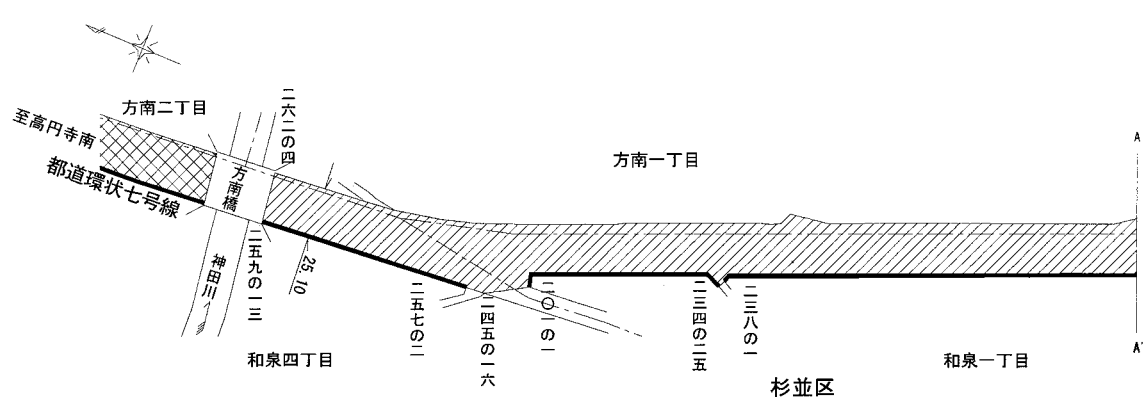
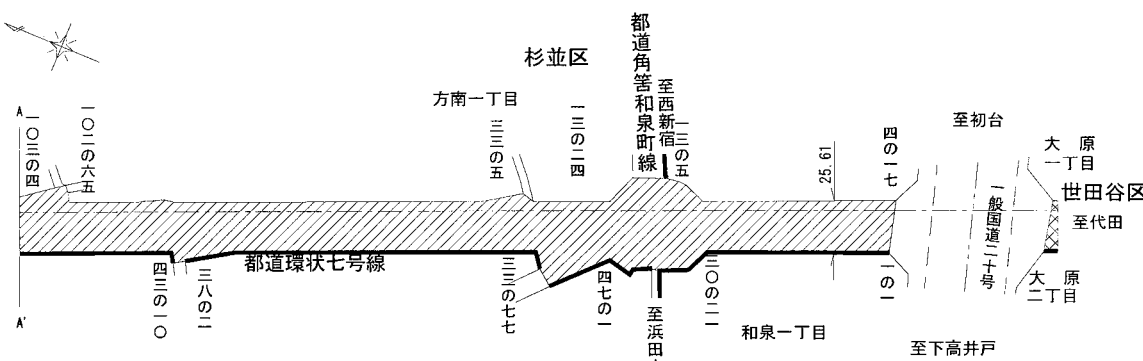
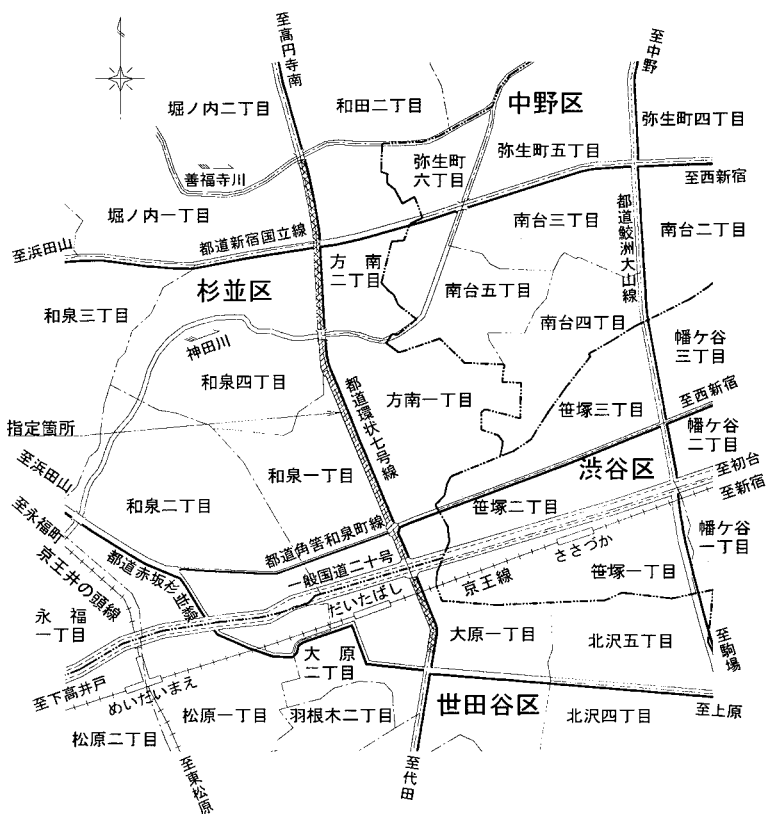
所二百六十二番四地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道環状七号線
杉並区方南一丁目地内

一般国道
 都道
 特別区道
 指定区間
 延長
 既指定区間
 八八六・二〇メートル
 (電線共同溝予定名称 環状七号・二十八号)



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人花粉症・鼻副鼻腔炎治療推進会

三 代表者の氏名

大久保 公裕

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区千駄木一丁目一番五号 日本医科大学付属病院内

五 定款に記載された目的

当法人は、花粉症、アレルギー性鼻炎およびその関連疾患に悩む一般市民並びに医療機関等を対象として、花粉症を中心とした鼻副鼻腔のアレルギー性など炎症疾患の疫学、病態、治療法の調査研究を行い、その成果を学会、研究会で発表、公表することで学問研究の進歩に貢

献するとともに、マスクミヤ公開講座等を通じて一般市民への予防と治療に関する啓蒙活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人代官山ステキ総合研究所

三 代表者の氏名

岩橋 謹次

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区猿樂町三十番八号 ツインビル代官山B棟一六〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、様々な視点から「地域ブランド(地域価値)」を調査・研究し、地域の活性化と情報化に資するコミュニティ・デザインの開発・提言等を行い、広く全国の街づくり活動に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人町田市つながりの開

三 代表者の氏名

前田 隆行

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市成瀬台三丁目十五番地十九

五 定款に記載された目的

認知症でも市民としての社会的つながりが広がるような仕組みと、認知症でも安心して暮らせる町づくりを以て、認知症でも明るく生き生きと当たり前の生活ができる町田市を目指すべく、下記三つの活動を目的とする。

(1) 認知症でも安心して暮らせる町づくり

(2) 認知症ケアの質を向上

(3) 世代間交流(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全世代

三 代表者の氏名

石川 善樹、石濱 人樹、枝廣 映子(大宅 映子)、尾身 茂、桐野 高明、高津 晶、堀田 力

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区九段南四丁目八番三十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、主権者として日本社会の未来を作るため一歩を踏み出そうとの志を共有する人達が、世代、男女、職業、居住地など様々な違いや利害を超えて一堂に会し、これからの社会にとって重要と考える課題について、SNSなどの活用により広く意見集約し、その解決に向けた具体的構想・提言を社会に発信する。同時にインターネット上での語らいの場プラットフォームを構築して、若い世代による様々な取り組みを応援し、もって、より良い未来社会を目指し活

動することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人防災バンク

三 代表者の氏名

齋藤 峻

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区用賀一丁目二十七番二十号 山浦ビル

三F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、市民の安全と災害に伴う防災の対策等や防災備蓄品をはじめとする普及啓発に関する事業や備蓄品循環プロジェクトの事業を通じて、防災、減災に寄与し、社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パークカフェ

三 代表者の氏名

入江 洋仁

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目十四番四号 代々木グラン

ドハイツ六〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、就労支援に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人レイボーチェ

三 代表者の氏名

阿部 伸之介

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区常盤台一丁目三十九番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本と東南アジア諸国における子供の貧困と無教育に関する問題の解決を図るため、日本と東南アジア諸国の友好的かつ相互的な協力関係を構築するとともに、子供の貧困と無教育に関する問題を防止し、かつ解決するための事業を持続的かつ発展的に行うことにより、日本と東南アジア諸国の貧困層の子供たちが未来に対して希望を持って生きることのできる社会を実現す

ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わかもの就労ネットワーク

三 代表者の氏名

森下 彰

四 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市下連雀一丁目十四番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、働きたくてもさまざまな理由で働けない若者に対して、企業、行政、就労支援機関、若者支援機関、教育機関、団体、専門家、主旨に賛同する方と連携して就労支援事業を行い、若者が自らに合った仕事、職場、就労に向かうための支援を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人思いやりセンター安暖邸

三 代表者の氏名

友弘 裕規

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区目黒本町五丁目八番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、ペット等動

物の救援活動であるシエルター及び預かり事業の運営、動物愛護精神及びペット等に関する知識の普及啓発事業等を通じて、子供から高齢者まで命を大事にする思想の定着と、人と動物の福祉の向上、人と動物の調和がとれた平和な環境社会づくりに寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

市街地再開発組合の理事長の住所の変更に
ついて

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年二月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 氏名
杉田 明治
- 二 住所
文京区小石川二丁目一番十三ー四〇二号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年二月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市富士見町三丁目十九番
二、二十番一及び同番二の各
一部
昭島市東町四丁目六番七号
有限会社一二三
代表取締役 永井 彰

日野市三沢二百七十七番十一、
西東京市芝久保町四丁目二
同番十二、同番十四及び同番
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年二月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東大和市芋窪六丁目千二百八
十四番一、同番三から同番五
まで、千二百八十五番一、同
番三、千二百八十六番、千二
百八十九番一及び千二百九十
番一
徳島県吉野川市嶋島町内原
四百三十二番地
医療法人徳寿会
理事長 土橋 孝之

日野市多摩平六丁目五番二及
千代田区丸の内二丁目七番
二番
コニカミノルタ株式会社
代表執行役 山名 昌衛

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年二月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

小金井市本町五丁目千八百十
六番イ二、同番ロ、千八百十
七番十四、同番十九、同番二
十二、同番二十八、同番イ二、
千八百十八番五、千八百二十
番十三及び同番十七の各一部
代表取締役 大澤 実紀

清瀬市竹丘三丁目千五百十九
番一及び同番四
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

東村山市秋津町二丁目二十九
番十七及び同番十七地先
東村山市秋津町二丁目二番
地十一
新井フミ子

西東京市下保谷一丁目六百七
十八番二十六及び同番二十七
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
郵便番号
163-8001
定価
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話
〇三(三三二二)一一一一(代)
〇三(三三二二)五二〇一(代)

本号
三〇円
六、六〇〇円
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話
〇三(三三二二)一一一一(代)
〇三(三三二二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001